

「靖国神社の公共性」 をめぐる覚書

田 中 悟*

I はじめに

本稿は、2011年5月28日に國學院大學渋谷キャンパスで開催された科研費合同研究会「慰霊をめぐる人々とその空間」における藤田大誠報告「近代日本における慰霊の「公共空間」形成—靖国神社の祭祀と境内整備過程を中心に—」を受けて、靖国神社と公共性について若干の補足的議論を展開しようとするものである。なお、以下の議論における筆者の問題関心は藤田報告が目指すものと必ずしも一致しないこと、また内容的には実証面ではなく議論の枠組みの部分をもっぱら論じようとしていることを、あらかじめ断わっておきたい。

II 靖国神社の「公共性」—藤田報告の議論構成をめぐる

1. 「公共性」がいかに論じられているか 藤田報告の議論構成

本論が取り上げようとしている藤田報告は、「近代神道史と軍事史の観点を架橋すべく、陸海軍省や内務省などの諸官省、帝国議会、神職や軍人など、靖国神社をめぐる諸アクターの動向に目を配りつつ、幕末維新时期から靖国神社の祭典や境内に関わる諸制度の展開を検討した上で、特に近代後半（日露戦争以降大正期）の靖国神社に焦点を当てて、その「慰霊」に関わる「国民」的神社としての「公共空間」の再編過程を窺う」というものである。そのように議論の大枠を設定した上で、藤田は次の3点を検討課題として掲げる。

* 神戸大学大学院国際協力研究科研究員

- ①中央（帝都東京）における戦死者慰霊・追悼・顕彰の「公共空間」としての靖国神社についての検討
- ②帝都東京の「公共空間」としての神社境内の形成・再編過程における靖国神社境内整備についての検討
- ③近代日本における戦死者慰霊・追悼・顕彰の「公共空間」が〈神社〉として形成されたことについての検討²

ここで、議論の俎上に上がっているのは、「公共空間としての神社」である。この論題をもう少し立ち入って眺めてみれば、「神社」という具体的存在（ここでは靖国神社が念頭に置かれている）を、「空間」を媒介として「公共（性）」という抽象的概念に接続する、という構造になっていることがわかる。

では、そこで言うところの「公共（性）」とは何か。藤田報告では、齋藤純一『公共性』を参照し、以下の「用語解説」がそこから引かれている。これは、「公共性」という言葉が一般に用いられる際の主要な意味合いを、齋藤が整理したものである。

- ①国家に関する公的な（official）ものという意味。
- ②特定の誰かにではなく、すべての人々に関係する共通のもの（common）という意味。
- ③誰に対しても開かれている（open）という意味。³

この整理を踏まえて藤田は、神社境内という「空間」を次のように位置づける。

これを敷衍すれば、神社境内という「空間」は、「私的な」（private）、或いは「個人的な」（personal）空間ではなく、「隠された」（secret）場所でもない、「公共性」を有する〈場〉、即ち「公共空間」として位置づけられよう。⁴

藤田の議論の本題は、「公共空間としての神社」にこのような位置づけを暫定的に与えておいた上で次に続く、実証的考察の部分にあるのだが、そちらに進む前に、本論ではもう少し「公共性」の問題にこだわっておきたい。

「公共性」と国民国家

先ほどの齋藤の「解説」を、裏返すことなくそのまま「神社」に当てはめ直してみると、「国家に関する公的なもの・すべての人々に関係する共通のもの・誰に対しても開かれているものとしての神社」ということになる。ここで留意しなければならないのは、この三つの意味での「公共性」は、「互いに抗争する関係にもある」という点である⁵。

例えば、靖国神社やその背景にある近代の神道が「国家に関する公的な性格」を持っていた（もしくは「持とうとしていた」というのは、歴史的に周知の事実である。だが他方で、この性格こそが、神社や神道の「すべての人々に関係する共通性」や「誰に対し

でも開かれている開放性」を制限してきたとも言えるのではないだろうか。そのような、「排他的 (exclusive) で閉じられた (closed) 空間」としてのイメージが、日本近現代史を通じて神社に与えられているからこそ、いま「神社の公共性」を取上げて論じなければならないのではないか。だとすれば、この点についての議論を避けて通るわけにはいかないだろう。

「国家神道」そのものを論じることはここではしないが、少なくとも近代日本のある時期において、神社・神道は「公的な意味での公共性」の源泉である国家イデオロギーと密接な関わりを持って（持とうとして）きた。その意味で、神社という「空間」は、かつては「公共性」もしくは「公共性への志向」を確かに備えていたはずである。ところが、第二次世界大戦の敗戦に伴って、神社・神道は国家イデオロギーから切り離された。数ある宗教の一つと見なされるようになった神道は、政教分離原則が言われる中で政治からも切り離された。そしてたどり着いたのが、公私二分論を踏まえて世俗化論で言われるところの「宗教の私化 (privatization)」である。つまり、戦後日本において、宗教としての神道は、国家や政治といった「公」の領域とは無縁なところに括りこまれるべき存在だとされたのである。こうした状況に対する問題意識が「神社の公共性」論の背景にあることは、容易に想像できる。

このような背景は、「神社の公共性」論にある独自性を与えているように思われる。と

いうのは、アーレントやハーバーマス以降、「公共性」論が注目されるようになってきたことの根底には、国家が「公共性」を独占してきたことへの批判がある、とするのが一般的な議論であるからだ。「公権力への批判」あるいは「政治的権力からの自由」といった、例えばハーバーマスの議論に見られるような「市民的公共性」論と、いま取り上げている「神社の公共性」論との間には、その点において明らかな違いが見られる。

この違い、別の言い方をすれば、「神社の公共性」論の独自性を、「公共性」をナショナリズムによって再び定義しようとする思潮⁶によって説明してしまうことも、あるいは可能かもしれない。事実、「公共空間」としての靖国神社とは即ち「国民的」神社である、という藤田の立論は、先に見た通りである。ただし、この場合の「国民的」という表現の選択は、「神道が神道であるかぎりは日本人という民族 (ネーション) との結びつきは決して消えることはない⁷」という葦津珍彦の主張を踏まえたものである。そして、国家によって変質を来たした「国家神道」と本来的な「神道」とを区別する葦津の見解を前提とした、経験科学的な「国家神道」研究（藤田は現在、そうした研究動向における中心的人物の一人である）は、無精神・世俗合理主義・無気力・無能な「国家神道」の形成を担った国家官僚と、彼らと対立しながら敗れ去っていった神道人、という構図へと収斂していく⁸。「当時の靖国神社は、「軍人のための神社」の性格よりも広く「国民のための神社」

というあり方を明確に標榜していた⁹という藤田の主張がこの構図に沿ったものであることは、明らかであろう。

だが、「国民=国家」という近代国家のあり方を前提とすれば、イデオロギーとしては「国民的であることは国家的である」と見なされるべきなのであって、「国民的」神社といわゆる「国家神道」との間の距離はほとんど想定できなくなってしまう。「国家」と「神道」とを分離し、「神道」を「国民」と結びつけようとする企図は、経験科学的な「国家神道」研究において、先に見たような一定の背景をもって主張されているのであるが、「国民国家」論の立場からすれば、それはそのまま素直には受け入れ難い議論である。「神道」から切り離すことが目指される「国家」とは何であり、代わりに結びつけられようとしている「国民」とは何であるのか。また、「国家」と「国民」とはそこでどのような関係を結んでいるのか。さらにそもそも、「神道」とは何であるのか。これらの語を概念としてとらえ、相互の関係においてそれぞれの概念の内実を問う。筆者がかつて「関係論としての「国家神道」論」として論じようとしたのは、まさにこの問題に関わることであった¹⁰。

いずれにせよ、本論での議論に沿って述べれば、「国民国家」論において論じられる「排他性」や「閉鎖性」の問題は、「共通性」と「開放性」とを志向する「公共空間」として靖国神社を論じようとする時にも、同様に投げかけられることになるだろう。この点に関しては、近代日本の文脈で神社を論じる以上、例

えば公園の「公共空間」論とは同列に論じられない部分が、どうしても残るように思われる。

2. 「公共性」と「共同性」

齋藤純一は、国家による「公共性」を定義する権利の独占に対する批判から出発する「市民的公共性」に言及する一方で、そのような「公共性」論とは別種の、ナショナリズムによって「公共性」を再定義しようとする思潮について指摘している。

その基本的な特徴は、「公共性」を共同体の延長においてもっぱら「国民共同体」と解する点にある。それはこう主張する。「公共性」は、戦後社会において個人主義や私生活主義の野放図な進展によって破壊を余儀なくされてきた。「公共性」の空洞化に対抗するためには、「祖国のために死ぬ」覚悟を核心に含んだ市民=公民としての特性が、国家の教導によって積極的に涵養されねばならない。「市民」から「公民」への脱皮をはかることがこの国民共同体の課題である、と¹¹。

1990年代に台頭したいわゆる「自由主義史観」などを念頭に置いて描写されているこのようなイデオロギーと、本論が取り上げている経験科学的な「国家神道」研究とを同列に置くのが正当な扱いだとは言いがたい。とは言え、まったく無関係であるともまた言いがたい。両者の間にどのような差異と関連性が

あるのかについては、丁寧な腑分けが別途必要となるだろう。

ところで、齋藤はここで、注意深く区別しながらも、ナショナリスティックな「公共性」論を「共同体主義（コミュニタリアリズム）」の「延長」線上において理解している。成員が共有すべき「共通善（コモングッド）」によって定義されるコミュニタリアリズムの「共同体」は「あくまでも非国家的な共同体である」¹²という主張を仮に認めるとしても、「では、国家もしくは国民共同体は共同体ではないのか」と問い返せば、そこにはやはり疑問の余地が残る。そこで、この「国民共同体」的な議論は、「公共性」論と相容れないものなのか、という問いが導き出されてくるのである。

この点に関連して、齋藤が、「公共性と共同体」について、「どのような違いがあるのだろうか」との問いを投げかけた上で、次の4点を挙げていることに注目してみたい。

- ① 共同体が閉じた領域をつくるのに対して、公共性は誰もがアクセスしうる空間である。
- ② 公共性は、共同体のように等質な価値に充たされた空間ではなく、複数の価値や意見の〈間〉に生成する空間である。
- ③ 共同体では、その成員が内面に抱く情念（愛国心・同胞愛・愛社精神等々）が統合のメディアになるとすれば、公共性においてそれは、人びとの間にある事柄、人々の間に生起する出来事への関心

(interest) である。

- ④ アイデンティティ（同一性）の空間ではない公共性は、共同体のように一元的・排他的な帰属（belonging）を求めず、公共性の空間において人びとは複数の集団や組織に多元的に関わること（affiliations）が可能である。¹³

ここに示されている共同体と公共性との「違い」は、概念的に構成されたものであり、経験科学的な手法で直接的に描き出せるものではない。ただ、こうして構成された概念を、経験的な事実から問い直し、修正を迫るというプロセスは、これまでもしばしば見られたものである。

具体的に述べれば、上記①に書かれる「誰もがアクセスしうる」といった表現に対しては、「私たちは含まれていない」という経験的な事実に基づく〈外部〉からの告発が、しばしばなされてきた。そのような告発は、例えばフェミニズムによってなされている。政治理論・政治思想におけるフェミニズムの貢献の一つは、一見すると普遍的に見える理論や思想にも実際には〈境界線〉が存在し、その〈外部〉が存在することの告発であった（実際、②にある「複数の価値や意見」の存在や、④にある複数の集団や組織への多元的な関与は、そのような「外部」の存在とは矛盾しない）。女性や外国人など社会的マイノリティが「公共性」から排除されていないか、という問い直しは、「公共性」が抱って立つ公私の境界線の線引きそのものの政治性を告発

する。また他方で、「公共性」の境界線が、仮に「国民や国家を乗り越えるもの」として想定されるとしても、それは必ずしも「無境界的な普遍」を意味するわけではないということも、経験的に知られている（例えば、ヨーロッパ諸国における「ナショナルな公共性」が「汎ヨーロッパ的な公共性」へと転じたところで、その「外部」にある者にとっては大して代わり映えはしないだろう）¹⁴。

こう考えてみれば、「共同体」と「公共性」との区別は、決して所与のものではなく、それをいかに実質化するかという努力の中にあると考えることができるかもしれない。とすれば、「共同体」の一種としての「国民国家」において、開放性や多元性をいかに確保するか、という問題の立て方も、ひとまずはあり得るのではないだろうか。こうした観点から、「国民国家」との密接な関係を抱え込む靖国神社において「公共性」を問うことの意義と可能性が見出し得るのではないかとも考えられる。つまり、国家機構とは別のところで「国民的」神社としての解釈が可能であることを提示することにとどまるのではなく、そのような「靖国神社の公共性」がナショナリズムや公共性論といった政治理論に対していかなる形で貢献をなしうるのか、といった課題が、そこには設定できるのではないだろうか。

Ⅲ 靖国神社の位置づけをめぐる意見対立— 残された課題

1. 「大正十三・十四年の陸海軍省と靖国神社における方向性の差異」

藤田報告のメインは、先に取り上げた部分よりもむしろ、幕末維新时期から昭和戦前期にかけての実証的研究の部分にあるのだが、限られた紙数ではそれを逐一取り上げて論じる余裕はない。そこで、ここでは「十六 大正十三・十四年の陸海軍省と靖国神社における方向性の差異」に注目し、若干のコメントを付して、本論を結ぶこととしたい。

ここで引用されているのは、『靖国神社百年史 資料編上』所収の「靖国神社内務省移管に関する書類」中の「陸軍省関係書類」（大正13年のものと推定）および「賀茂宮司意見書」（大正13年9月25日提出）である。これらの資料は、1924（大正13年）の段階で「この時期に政府が靖国神社の内務省移管を意図し、内閣・内務省と陸海軍省との間で「神社行政統一」に関する具体的な折衝が行われていたことを窺わせる」¹⁵ものである。

まず、「陸軍省関係書類」には、次のような記述がある。

靖国神社は帝国臣民全般を氏子とし其の崇敬の標的たらしむるへしと雖も、其の氏子総代（崇敬者総代）は祭神と最も密接なる関係を有する軍人を以てするを至当とす。（原文のカタカナをひらがなに改めた。以下同じ。）

この意見書の背景にあるのは、1918（大正7）～1919（大正8）年にかけて推進され、最終的には挫折した「神社行政統一」の問題であった。これは、神宮を含めた神社のほと

んどを管轄する内務省と靖国神社を管轄する陸海軍省、そして海外神社を管轄する朝鮮総督府・台湾総督府・樺太庁で個別になされていた神社行政を統一しようというもので、陸海軍省の強い反対によって実現に至らなかったという経緯がある。陸海軍省としては、戦死者を祭神として祀ることによって成り立つ靖国神社は、「大元帥」たる天皇と（政府を介さずに）直接繋がる「軍独自の回路」¹⁶だったのである。

結果的にはこの時も、陸海軍省は「靖国神社の内務省移管」という構想を挫折に追い込むのであるが、そこでなされた陸海軍の主張は、靖国神社と軍人との密接で特殊な関係を強調するものであった。そのような主張のもとの靖国神社とは、必然的に排他性や閉鎖性といった性格を帯びることになる。

これに対して、靖国神社宮司であった賀茂百樹は、「賀茂宮司意見書」において「靖国神社の将来を考ふるに仮令ひ他に移管せられ行政事務は陸海軍省を離れたりとすも、軍人とその祭祀の関係を分離するは国家の為め損失するも多大なるへし」と述べ、靖国神社が内務省に移管された場合にも軍との関係を維持すべきことを主張していた。ただ、別のところで次のような記述が見られることに、藤田は注目している。

陸海軍省が靖国神社を管轄するは軍人の訓育に補益する所ありと雖、一面一般国民に及す教化に至りては欠くるものあるか如し。移管の後に之に全力を注かれんことを

望む。

賀茂百樹はここで、陸海軍省が主張する靖国神社と軍人との特殊な関係を一面では擁護しながらも、「一般国民」に対する教化という観点から、靖国神社が軍の機関と化すことに対して憂慮を示している。戦死者を祭神と祀る靖国神社において、軍人がより密接な関係にあり、彼らを通じてすべての「帝国臣民」が靖国神社に連なるという基本的構図は変わらないながらも、陸海軍と賀茂百樹とで重点の置き方は異なっている。この差異に注目する藤田の議論の核心は、「国家や軍の機関」としての排他性・閉鎖性から靖国神社を解き放ち、共通性・開放性を基調とする「国民的な公共空間」として位置づけ直す、という点にあったのである。

2. 靖国神社の「公共性」再論— ナショナリズムの枠を超えて

もちろん、前節のような議論を踏まえたとしても、ネイションの枠自体がまた排他と閉鎖の空間を形成し得るのは明らかなことであり、上記で見たような差異は「しょせんナショナリズムの枠を出ることのない大同小異のもの」である、と評価することは可能であろう。ただ、こうした議論が戦わされていた当時の「大日本帝国」がまさに「帝国」であったことが、戦後日本において靖国神社の祭神問題が国内にとどまらない外交問題となっていく淵源ともなっている¹⁷。そのことを考えれば、今あるナショナリズムを超えて靖国神

社を議論することの可能性もまた、ないわけではないはずである。ナショナルな境界を「排他的で閉鎖的な、越境不能な壁」として決めてかかる必要はない。軍に囲い込まれていた靖国神社を国民に向けて開放することを構想し得るのであれば、国民国家に囲い込まれている靖国神社をその外に向けて開放することも構想することも、必ずしも不可能ではないだろう。

ただし、そのような構想は、経験的に築き上げることはできない。

現在わたしたちが抱いている、つまりわたし達に現前している「日本はこうあってほしい」という希望は、これまでの過去において日本が国家の基本原則として定めている「自由」、「平等」、「民主主義」といった理念が実現し損ねてきた、かつて一度も現前してこなかったものを視野におさめない限り、必ずや現在の日本の正当化に終わってしまう。¹⁸

「靖国神社の公共性」についての考察を、「現在の日本の正当化」にとどめることなく、その先へと進めていこうとすれば、そこで必要なのは何か。それは、経験科学としての実証的研究を積み重ねた上で、その〈外部〉にある「かつて一度も現前してこなかったもの」をいかにして視野におさめるか、という倫理的問題提起が、反省的になされることではなかろうか。

注

- 1 藤田大誠報告レジュメ「近代日本における慰霊の「公共空間」形成—靖国神社の祭祀と境内整備過程を中心に—」1頁。
- 2 藤田報告レジュメ、2頁。
- 3 齋藤純一『公共性』（岩波書店、2000年）viii-ix頁。
- 4 藤田報告レジュメ、2頁。
- 5 齋藤『公共性』ix頁。
- 6 齋藤『公共性』3頁。
- 7 葦津珍彦〔阪本是丸註〕『新版 国家神道とは何だったのか』（神社新報社、2006年、170頁）。
- 8 田中悟「関係論としての「国家神道」論」（『宗教研究』第360号、2009年）153頁。
- 9 藤田報告レジュメ、2頁。
- 10 田中前掲論文参照。
- 11 齋藤『公共性』3頁。
- 12 齋藤『公共性』4頁。
- 13 齋藤『公共性』5-6頁。
- 14 この問題に関連して、「公共性」論においてしばしば参照されるアーレントのアフリカ観がはらむ問題点については、高橋基樹『開発と国家—アフリカ政治経済論序説—』（勁草書房、2010年）などを参照。
- 15 藤田報告レジュメ、23頁。
- 16 藤田報告レジュメ、22頁。
- 17 ここで念頭にあるのは、具体的には旧植民地出身者の靖国神社合祀取り消し裁判などである。そこで争われている主要な論点については、「在韓軍人軍属裁判を支援する会」サイト（<http://www.gun-gun.jp/> 最終確認 2011.9.30）などを参照。
- 18 岡野八代『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判—』（白澤社、2003年）223頁。

A Note on the Publicness of Yasukuni Shrine

TANAKA Satoru *

Abstract

The purpose of this note is to offer a supplementary explanation of Professor Fudita Hiromasa's research paper titled "The Formation of Public Space of the Memorial in Modern Japan" presented at Kokugakuin University on May 28, 2011. This note aims to offer a conceptual framework for the relations between the publicness and Yasukuni Shrine.

In his paper, Fudita considers Yasukuni Shrine as a public space, not an exclusive and closed one. By stressing its public character, he argues that Yasukuni Shrine is not just one of state organizations, but a national public space for the people. Yet, since his paper discusses the publicness taking it for granted that nationalism is the given premise, it cannot be free from the argument on the exclusiveness of nation state. Whereas, this note points out that studies on Yasukuni Shrine need to reveal how Yasukuni Shrine, in a close connection with the nation state, secures openness and plurality beyond the national border.

* Research Associate, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.